

【令和5年8月請求まで】

【令和5年10月から】

使用者名

水道料金	農業集落排水施設使用料
A	B



水道料金・農業集落排水施設使用料
A

パターン別お支払い例

	水道料金	農業集落排水施設使用料
①	納付書	納付書
②	A金融機関口座振替	納付書
③	A金融機関口座振替	B金融機関口座振替
④	納付書	B金融機関口座振替
⑤	A金融機関a名義口座振替	A金融機関b名義口座振替



	水道料金・農業集落排水施設使用料
①	納付書(水道料金の納付書に合算)
②	A金融機関口座振替
③	A金融機関口座振替
④	納付書(水道料金の納付書に合算)
⑤	A金融機関a名義口座振替

口座振替日

水道料金	農業集落排水施設使用料
検針月の翌月12日	偶数月月末



水道料金・農業集落排水施設使用料
水道検針月の翌月12日

料金算定方法

水道料金	農業集落排水施設使用料
使用水量に応じて	使用人数に応じて



水道料金・農業集落排水施設使用料
水道 = 使用水量に応じて
農業集落排水 = 使用人数に応じて

※お支払い方法が統一されてもお支払い金額の変更はありません。

- ※ 水道料金に準じるため、お住まいのエリアにより奇数月払いと偶数月払いに分かれることとなりますが、2か月毎に、2か月分まとめてお支払いいただくことに変更はありません（変更を開始する月に調整あり）。なお、口座振替日は、これまでの偶数月の月末から検針月の翌月の12日に引落日が変更となります。
例：10月検針の場合 口座振替日は 11月12日となります（土日祝日の場合は翌営業日）